

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	◇ 告 示	ページ
○ 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		2
○ 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		3
○ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		4
○ 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		5
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		9
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】		11
	◇ 公 告	
○ 下関北九州道路計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】		12
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】		14
	◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】		15
	◇ 消 防 局	
○ 北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】		17

北九州市告示第 22 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40906 00174	デイサービス リゾートア ロハ 八幡	北九州市八幡東 区中央二丁目 1 8 番 6 号	株式会社パス タイム	令和 3 年 1 月 31 日

北九州市告示第 23 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第 78 条第 1 号、第 85 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4067 7909 58	訪問看護ステーション えみゆ	北九州市小倉北区三郎丸一丁目7番5号	株式会社 home.N	令和 3 年 2 月 1 日
4067 7909 66	マイナビ訪問看護ステーション小倉	北九州市小倉南区下城野一丁目9番18号	株式会社マイナビナースケア	令和 3 年 2 月 1 日
4066 6907 87	訪問看護ステーション穴生	北九州市八幡西区鉄竜一丁目1番10号	社会福祉法人年長者の里	令和 3 年 2 月 1 日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 6021 25	デイサービスリゾートアロハ八幡	北九州市八幡東区中央二丁目18番6号	株式会社パスタタイム	令和 3 年 2 月 1 日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4056 69	小倉第一病院ハッピープロジェクト	北九州市小倉北区真鶴二丁目5番12号	医療法人真鶴会	令和 3 年 2 月 1 日
4070 4056 77	介護オフィス真ごころ	北九州市小倉北区中島一丁目9番4号	合同会社真ごころ	令和 3 年 2 月 1 日
4070 5057 81	ゆうひケアプランニング	北九州市小倉南区若園三丁目2番45号	株式会社 almenect	令和 3 年 2 月 1 日

北九州市告示第 2 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 5 条第 2 項、第 8 2 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第 7 8 条第 2 号、第 8 5 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 6 6 6 9 0 3 3 2	北九州ヘルスケアサービス黒崎訪問看護 S T	北九州市八幡西区東王子町 7 番 8 号	北九州ヘルスケアサービス株式会社	令和 3 年 1 月 3 1 日

2 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 5 0 4 2 2 2	小倉南ケアセンターそよ風	北九州市小倉南区横代北町四丁目 2 1 番 1 2 号	株式会社ユニマツリタイアメント・コミュニティ	令和 3 年 1 月 3 1 日

北九州市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービスげんきさんⅡ 北九州市小倉南区沼緑町四丁目21番1号	有限会社時輪 代表取締役 黒木みよ子 北九州市小倉南区沼緑町四丁目21番1号	身体障害者、知的障害者及び精神障害者	4017701949

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（空床型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
かーむ 北九州市小倉南区津田三丁目8番2号	B e s p o k e L i f e 株式会社 代表取締役 香坂美穂 北九州市小倉南区津田三丁目8番1号	特定無し	4017701956

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号

センティア 北九州市小倉北 区米町一丁目1 番1号5F	エヌケイスタッフィング 株式会社 代表取締役 片岡邦裕 北九州市小倉北区京町三 丁目6番11号	特定無し	4017801657
--------------------------------------	---	------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
センティア 北九州市小倉北 区米町一丁目1 番1号5F	エヌケイスタッフィング 株式会社 代表取締役 片岡邦裕 北九州市小倉北区京町三 丁目6番11号	特定無し	4017801657

(5) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
かーむ 北九州市小倉南 区津田三丁目8 番2号	B e s p o k e L i f e 株式会社 代表取締役 香坂美穂 北九州市小倉南区津田三 丁目8番1号	特定無し	4027700279

(6) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
a・p l a n相 談支援事業所 北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 5番5号ジョイ フル鳴水101 号	合同会社a・p l a n 代表社員 白地あゆみ 北九州市八幡西区東鳴水 二丁目5番5号ジョイフ ル鳴水101号	特定無し	4036700278

(7) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
パイン 北九州市八幡西区御開四丁目4番22号	株式会社大松 代表取締役 谷口貴紀 北九州市八幡西区御開四丁目4番22号	重症心身障害児以外	4056700059

(8) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
パイン 北九州市八幡西区御開四丁目4番22号	株式会社大松 代表取締役 谷口貴紀 北九州市八幡西区御開四丁目4番22号	重症心身障害児以外	4056700059
放課後等デイサービス おひさまの家+アップ 北九州市八幡西区小嶺台一丁目3番8号	株式会社 o n e 代表取締役 一宮 勉 福岡県直方市溝堀一丁目6番23号	重症心身障害児以外	4056700067

(9) 指定障害児通所支援事業者（居宅訪問型児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州市立総合療育センター ナイスデイ 北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号	社会福祉法人北九州市福祉事業団 理事長 萩野清隆 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	特定無し	4057702856

(10) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設	事業所又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
a・plan相談支援事業所 北九州市八幡西区東鳴水二丁目5番5号ジョイフル鳴水101号	合同会社 a・plan 代表社員 白地あゆみ 北九州市八幡西区東鳴水二丁目5番5号ジョイフル鳴水101号	特定無し	4076700022

2 指定年月日

令和2年11月1日

北九州市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
土屋訪問介護事業所 北九州 北九州市小倉北区堺町二丁目1番17号デザイナープリンセス77 303号室	ユースタイルラボラトリー株式会社 代表取締役 大畑 健 東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	特定無し	4017801517
くろがねヘルパーステーション 北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番19号	くろがねタクシー株式会社 代表取締役 貞包健一 北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番19号	特定無し	4016700660

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
土屋訪問介護事業所 北九州 北九州市小倉北区堺町二丁目1番17号デザイ	ユースタイルラボラトリー株式会社 代表取締役 大畑 健 東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィー	特定無し	4017801517

ナープリンセス 77 303号 室	ルド中野坂上ビル6F		
-------------------------	------------	--	--

2 廃止年月日

令和2年10月31日

北九州市告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1927	折尾 1 号線	前	八幡西区折尾一丁目 137 0 番 18 地先から 八幡西区折尾四丁目 137 2 番 4 まで	2.5 ～ 70.1	135.6
		後	八幡西区折尾一丁目 157 0 番 6 地先から 八幡西区折尾四丁目 137 5 番 3 まで	27.1 ～ 79.8	167.4

北九州市公告第79号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の7第1項の規定により意見を求められた下関北九州道路計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する事項

(1) 予測及び評価の前提条件について

計画段階配慮事項に関する予測及び評価は、計画道路の構造が橋梁であることを前提に行われているが、本配慮書において明確な記載がない。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、道路構造を明記するとともに、その検討の経緯について、適切に記載すること。

(2) 文献調査の結果について

本配慮書においては、事業実施想定区域周辺の動植物のうち重要な種に関する文献調査結果が十分に記載されていないため、可能な限り詳細な内容を方法書以降の図書に記載すること。

また、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、文献調査結果に基づく予測及び評価を適切に行い、事業の実施に伴う環境への影響の回避又は低減に努めること。

2 方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

(1) 騒音について

本事業の実施に伴う自動車交通騒音の影響を回避又は極力低減するため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮した上で、詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。

(2) 動植物及び生態系について

本事業の実施に伴う重要な動植物及び生態系への影響や、分断及び改変を回避又は極力低減するため、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえて、適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定し、評価を行うこと。また、各眺望点を選定した理由を方法書以降

の図書に明記すること。

(4) 住民への説明や意見の聴取等について

方法書以降の手續においては、住民への説明や意見の聴取等の機会の確保について適切に行うこと。

北九州市公告第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和3年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区下石田一丁目1418番1、1418番2、1419番2、1421番2、1422番1、1422番2及び1432番2	北九州市小倉南区下石田一丁目2番1-503号 有限会社まちかど 代表取締役 与古光雄一郎
北九州市小倉北区白萩町1番1及び1番10から1番23まで	福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号 西日本鉄道株式会社 代表取締役 倉富純男

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 2 の表の局長の項に次の 3 号を加える。

- (7) 北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理審議会委員の選挙期日の決定及び異議の申出の処理
- (8) 北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理事業（以下「且過地区土地区画整理事業」という。）に係る保留床及び保留地の処分
- (9) 且過地区土地区画整理事業に係る重要でない行政処分

別表第 3 の 1 2 の表の河川部長の項に次の 4 号を加える。

- (2) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）に基づく清算金の分割納付の承認及び分割交付の決定
- (3) 且過地区土地区画整理事業に係る保留床の設定
- (4) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法第 9 6 条第 2 項の規定による保留地の設定
- (5) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法第 9 8 条第 1 項の規定による仮換地の設定

別表第 3 の 1 2 の表に次のように加える。

神嶽川且過地区整備室長	(1) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法第 7 6 条第 1 項の規定による建築行為等の制限に対する許可（仮換地未指定地の重要なものに係るものを除く。）
-------------	--

別表第 3 の 1 3 の表の局長の項第 6 号中「処理」の次に「（且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。）」を加え、同項第 7 号中「処分」の次に「（且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。）」を加え、同項第 8 号中「行政処分」の次に「（且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。）」を加え、同表の都市再生推進部長の項第 1 号中「（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）」を削り、「決定」の次に「（且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。）」を加え、同項第 2 号中「設定」の次に「（且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。）」を加え、同項第 3 号中「指定」の次に「（且過地区土地区画整

理事業に係るものを除く。)」を加え、同項第6号中「保留床」を「市街地再開発事業に係る保留床」に改め、同表の都市再生整備課長の項第1号中「重要なもの」の次に「及び且過地区土地区画整理事業」を加える。

付 則

この訓令は、令和3年2月10日から施行する。

北九州市消防局訓令第1号

庁中一般

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和3年2月9日

北九州市消防長 月 成 幸 治

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市消防局部長以下専決規程（昭和61年北九州市消防局訓令第3号）
の一部を次のように改正する。

別表のサービスの休暇の付与の項備考の欄第2項中「又は損壊」を「、損壊等」
に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。